

平成30年度・第1回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成30年5月10日(木曜日) 午前・ <del>午後</del> 1時30分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・午 <del>後</del> 1時30分	議長	萩元 寶三郎	
	閉会	午前・午 <del>後</del> 2時00分			
出席者数	委員 17名 事務局員 9名				
出席委員	会長	萩元 寶三郎	委員	飯島 達也	
	会長代理	吉野 欽三	委員	小柳 聡	
	委員	新井 政子	委員	斉田 征弘	
	委員	黒田 隆夫	委員	池内 八十四郎	
	委員	加治 隆	委員	近藤 静江	
	委員	梶 美智子	委員	河合 圭	
	委員	田中 聰行	委員	厚澤 茂男	
	委員	北村 善男	委員	坂本 益雄	
	委員	濱田 英治			
欠席委員	委員	長島 康治			
参 与					
事務局	副市長	浅井 義明	保険年金課副課長	長根 博明	担当書記
	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課主査	土屋 邦和	
	収税課長	塩野 英樹	保険年金課主任	三村 崇	
	健康増進センター主査	矢島 健一	保険年金課主任	上村 圭介	
	保険年金課長	久保田 智子			
会議録署名委員	加治 隆 委員		近藤 静江 委員		

◎開会及び開議の宣告

○保険年金副課長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、これから始めさせていただきます。

それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告がございます。

まず、本日机の上に配付をさせていただきました資料の確認でございます。1つ目は、A4縦、本日の次第です。次に、会議資料と記載のあるA4縦、ホチキス止めの資料でございます。最後に、事務連絡と記載のあるA4縦の資料をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の確認をありがとうございました。

また、本日、3号委員であります長島委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまより平成30年度第1回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎会長挨拶

○保険年金副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります萩元様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。本日は、大変足元の悪い中、全員の皆様ご出席いただきましたことにつきまして、まず心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

本日は、お手元のほうに資料がございますけれども、国のほうで既に改正された法律に基づきまして、富士見市の条例を改正したということでございまして、この改正に当たりましては、平成30年4月1日をもちまして専決処分いたしました結果を本日委員の皆様方にご報告させていただきまして、その説明後に質疑等がございましたら受けさせていただきますので、どうか慎重な審議をお願いしたいと考えております。

昨日、今日と非常に寒くなっておりますけれども、日光のほうでは雪が降ったそうでございます。いろいろと梅雨までは気温の変化があらうかと思っておりますので、どうか皆様方におかれましても、お体を十分ご留意くださいませ、今後のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、本日の開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。あ

りがとうございました。

○保険年金副課長 ありがとうございます。

#### ◎副市長挨拶

○保険年金副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶を申し上げるところでございますが、本日は公務により欠席のため、浅井副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長 皆さん、改めましてこんにちは。ただいまご紹介いただきました副市長の浅井と申します。市長は、県内の市町村長会議ということで、現在浦和のほうに出張しております。出席はかなわず、私が代理として参りました。簡単にご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより委員の皆様方には国民健康保険事業の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。国民健康保険制度は、年齢構成や医療水準が他の保険と比べて高く、所得水準は低いという構造的な問題を抱えております。そのため、財政運営におきましては、依然として厳しい状況が続いておりまして、各保険者は国保税等の歳入不足による赤字補填分として毎年一般会計から法定外繰り入れを行っているところでございます。今年度の制度改正により、埼玉県が新たに保険者として加わり、国保の財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担うこととされております。

本市におきましては、地域住民の皆様方と身近な関係を引き続き深めながら、地域における細かな事業を担うこととしております。今後におきましても国の保険制度改革のその動向や県の運営方針などを踏まえつつ、事業運営の安定と健全な財政の推進に取り組んでまいりますので、引き続き委員の皆様方のお力添えをお願いしたいと考えております。

結びに当たりまして、富士見市国民健康保険運営協議会委員の皆様方の今後のますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、国民健康保険事業の運営になお一層のご理解とご支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、市長が出席できず、まことに申しわけありません。どうぞよろしく願いいたします。

○保険年金副課長 なお、副市長におきましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

#### ◎新職員紹介

○保険年金副課長 続きまして、事務局に人事異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

(省略)

○保険年金副課長 それでは、以後の進行につきましては、萩元会長よりお願いしたいと思います。

○会長 わかりました。それでは、私のほうでこれから今後の進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

#### ◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、3番目の会議録署名委員の選出につきまして、私のほうからご指名をさせていただきます。

本日の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、加治隆委員、近藤静江委員を指名いたします。

#### ◎報告事項

○会長 それでは、4番目の会議でございますが、本日は先ほども申し上げましたとおり、報告事項が3件でございます。

まず最初に、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、を報告させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、説明のほうをさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、報告1と書いてあります資料の裏面をご覧ください。「経過と今後の予定」と書かれておりますが、まず専決処分について説明させていただきます。専決処分とは、議会が議決や決定すべき事項を、議会を招集する時間がなく緊急を要する場合には、市長が議会に代わって決定することをいいます。今回の条例に関しましては、地方税法施行令を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年の4月1日に施行されました。この間に議会を招集する時間がありませんでしたので、専決

処分とさせていただきます。

それでは、表面にお戻りください。富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ということで内容の説明をさせていただきます。

下に図がありますが、この所得（軽減判定基準所得）の計算方法を下表のように改正したものです。国保税には所得に応じまして、均等割、平等割額を7割軽減、5割軽減、2割軽減と、軽減をする制度があります。表中の5割軽減、2割軽減のところをご覧いただくと、この軽減の判定所得を求める係数を5割軽減に関しましては27万円から27万5,000円、2割軽減に関しましては49万円から50万円へと変更としたものでございます。この変更の目的としましては、物価や賃金の上昇によって従来対象でありました軽減世帯が軽減の対象から外れてしまうことがないように、判定所得を増額という形で見直したところでございます。

その下の表は、これまでの改正を載せさせていただきました。このところ毎年、5割軽減、2割軽減に関して係数の見直しをさせていただいている状態でございます。説明に関しては以上になります。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうからご説明をいただきました。

委員の皆様方、質疑がある方につきましてはお受けさせていただきますが、よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○委員 「参考・これまでの改正」表中、平成25年度・5割軽減欄の括弧内ですが、（被保険者数－1）、これでよろしいのでしょうか。

○会長 課長。

○保険年金課長 こちらについては被保険者数からマイナス1するというので、間違いはございません。

○会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員 それを受けて、そのみマイナス1するというのがどういうことなのか、ちょっと説明をいただけますか。ほかの欄はマイナス1がないですが、そのみあるというのはどういうところに依拠しているのでしょうか。

○会長 課長。

○保険年金課長 担当から詳しいことを説明いたします。

○会長 はい、どうぞ。

○保険年金課 法定軽減の5割軽減の部分につきましては、平成25年度までの税制度では、被保険者数から被保険者である世帯主は除外する形で計算されておりました。しかし、それですと判定基準所得の額が最終的に低くなってしまいますので、平成25年度中に法律の改正が行われまして、26年度からは被保険者数からマイナス1をしない形に改められました。以上でございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

「なし」の声

○会長 無いようであれば、事務局でご説明いたしましたとおり、ご了承を願います。

それでは、続きまして、富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、報告事項の2、富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

こちらは改正前、改正後ということで、改正前には国民健康保険運営協議会であったものが、改正後にはその前に富士見市という文言がついております。これは、平成30年度から都道府県化に伴い、国民健康保険法の改正が行われたわけですが、これまで市町村にのみ設置されておりました国民健康保険運営協議会が県にも設置されることとなりました。頭に富士見市とつけることによって、県にある国民健康保険運営協議会と各市町村にある国民健康保険運営協議会との区別化が図られたものでございます。また、これにあわせて運営協議会の定義の見直しが行われまして、本市といたしましては、名称を富士見市国民健康保険運営協議会と改正し、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会ということで、中身の定義も変えております。説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから内容につきましてご説明をいただきました。このご説明に対しまして、質疑を受けさせていただきますが、よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 質疑が無いようでございますので、事務局で説明しましたとおり、ご了承を願います。

続きまして、報告事項3につきまして、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、報告事項3、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

こちらの中身ですが、2行目にマイナンバー法という言葉がございます。マイナンバー法に基づく情報連携におきまして、利用できる事務が国民健康保険分野におきまして追加されたことから、本市の条例の文言をそれに対応したものに改正したものとなっております。

一番下、(追加項目)ということで、非自発的失業者に係る保険料の届出の軽減という文言がございます。ここにあります非自発的失業者とは、勤務先の倒産や解雇など、自ら望まない形で離職した方を指しております。非自発的失業者の国保税は一定期間、これは失業した年度も含めて2年間になりますが、軽減措置があります。この税の軽減措置の手続には、雇用保険の特定受給資格証を提示していただかなければなりませんでしたが、しかし、この情報連携が可能になったことで、手続きに資料の添付を求めることなく、速やかに事務が進められることになりました。これによりまして利便性の向上を図ることができます。この条例は平成30年7月より施行予定となっております。以上となります。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうでご説明をいただきました。何か質疑等がございましたらばお願いしたいと思っております。

○委員 今の条例改正の内容は、大体わかりました。先ほどの報告2もそうですけれども、できれば新旧対照というか、前条例がどういう文言であったのかというのを列挙できるような、そういう表で示してもらえばわかりやすいのかなど。文言で説明ありましたので、多少わかりましたけれども、そういうふうにしていただければもっとわかりやすいのかなというふうに思います。以上です。

○会長 はい。では今後条例改正がある場合におきましては、新旧対照表をつけていただきまして、ご説明していただければありがたいと考えます。よろしく申し上げます。

○保険年金課長 はい。

○会長 ほかに何かありますでしょうか。

○委員 今の説明はわかったのですが、この非自発的失業者というのを具体的に表わしていただくと分かりやすいのかなど。先ほど課長から一部お話があったのですが、それだけの人が対象になるのかどうか、ちょっとまだわからなかったもので。

- 会長 では、その対象の範囲ですね。
- 委員 そうですね。
- 会長 課長。
- 保険年金課長 先程もちよっとお話はさせていただいたのですが、やはり勤務先の倒産、解雇、あとは自ら望まない形で離職した方、これを具体的に言いますと、例えばアルバイト等で雇いどめに遭った方ですとか、本人から辞めたいという申し出がなくて、勤め先の一方的といいますか、そちらの都合で辞められた方というのが非自発的失業者に当てはまるかと思えます。
- 会長 よろしゅうございますか。
- 委員 そうすると、個人でやめたというのは対象には入らないということでもいいですよ、個人的に。
- 会長 課長。
- 保険年金課長 はい、そのとおりになります。
- 委員 その辺の区別というのはきちっとされるようになるのかなと、それは。
- 会長 課長。
- 保険年金課長 この手続きをしていただくときに必要な雇用保険受給資格証というものがハローワークから発行されるのですが、それには非自発的失業者という項目がありますので、その方が非自発であるのか、または個人的に辞められた方なのか判るようになっております。
- 会長 よろしいですか。
- 委員 はい、結構です。
- 会長 ほかにありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

- 会長 無ければ、事務局でご説明をいたしましたとおり、ご了承を願います。

#### ◎その他

- 会長 それでは、その他に行ってしまうてよろしゅうございますか。

「はい」の声

- 会長 では、その他でございます。

委員の皆様方から何かご質問いただきたいと思います、何かありましたらばよろしくお願ひいたします。

ございませんか。



## 「なし」の声

○会長 無いようでございますので、では先に事務連絡をお願いします。

○保険年金課長 事務局から何点か連絡をさせていただきます。

まず、29年度協議会の中でも何度かお話しさせていただきました、市が県に払う納付金の関係ですが、4月中旬に第1回目の支払いということで、総額の15%、約4億5,000万円になるのですが、支払いが終わりました。1年に9回となっておりますので、あとは県から請求が来たらまた払うというようなことを繰り返してまいります。納付金については、以上です。

○会長 そのほかにありますか。

副課長。

○保険年金副課長 本日お配りいたしました資料の3つ目の事務連絡についてですが、3月の市議会定例会におきまして提出させていただいていた2本の審議の内容なのですが、申し訳ありませんでしたが、そちらの報告が漏れていましたので、今回ご報告をさせていただきたいと思います。

補正予算についてのもものと30年度の予算に関するもの、2本につきまして原案どおり可決されております。

それから、次回の会議についての連絡でございます。第2回の運営協議会につきまして、8月9日を予定しております。場所につきましてはこの会場で、時間が午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございました。

それでは、今、事務局のほうからも何点かご報告をいただきました。次回の会議につきましては、8月9日、午後2時から開会ということになりますので、よろしくお願ひをいたします。また、事務局のほうから各委員さんのほうにご案内をさせていただいて、出欠をとっていただきますね。よろしくお願ひいたします。

### ◎会議録の確認

○会長 それでは、再度会議録の確認をさせていただきます。

会議録の確認ですが、後日、会議録がまとまり次第、加治隆委員さんと近藤委員さんに署名をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

### ◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長

代理の吉野委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長代理 皆さん、こんにちは。今日はいつにもなく短い時間ではございましたけれども、その中におきましても報告3件につきまして慎重にご協議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

また、この会議の前の冒頭に、新たなる職員体制のもとに国保体制のもとに進むという形のそれぞれの職員から思いというものを語っていただいたように思っております。全体的には前向きな考えで本当にありがたいなと思っておりますけれども、その前向きなことを成し遂げるためには、我々国保運協の皆様方の今まで以上のご協力、ご支援を賜りますよう私からも改めてお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

(午後 2時00分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。